

改正 公益社団法人日本地理学会GIS学術士資格認定規程

(目的)

第1条 この規程は、GIS学術士及びGIS専門学術士（以下「GIS学術士等」という。）の資格を定めることによって、GISの知識と技術の向上をはかり、適正なGIS学術を普及し、もって地理学及び地理情報科学の進歩と社会の発展に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 「GIS学術士」とは、GISの学術を保有する者として、第7条第2項の規定に基づいて公益社団法人日本地理学会（以下「学会」という。）から認定を受けた者をいう。「GIS専門学術士」とは、GIS学術士のうち、GISの学術に関して特に高度な知識及び技能を有する者として、第7条第3項の規定に基づいて学会から認定を受けた者をいう。

2 「GIS」とは、地理情報科学および地理情報システムを指し、「GIS」の学術とは地理情報をコンピュータで系統的に取得・構築、管理、分析、総合、表示・伝達することに係わる学術をいう。

3 「地理情報」とは、地理的な位置や範囲と属性情報が対になっている情報をいう。

(責務と倫理原則)

第3条 GIS学術士等は、GISの知識と技能に基づく業務に当たり、客観的な事実並びに科学的な思考方法及び手法に基づいて業務を遂行するよう努めるとともに、法令の遵守、個人情報の保護、業務に係る個人や社会との良好な関係の維持その他のGISに基づく業務の円滑な遂行と信頼の保持に努めなければならない。

2 GIS学術士等、及びGIS学術士等の資格の認定に関わる者は、事実に基づき、公正な認定が行われるよう努めなければならない。

3 GIS学術士等が、虚偽の申請により認定を受けたことが判明した場合、または法令等に違反する行為を行った場合、資格を取り消すことができる。

(GIS学術士等となる資格)

第4条 大学において地理学及び地理情報科学に関するGIS学術士資格認定細則別表に定める科目の単位を取得し、当該大学を卒業した者であって、GISを利用した卒業論文を執筆した者は、GIS学術士となる資格を有する。

2 GIS学術士の資格を有し、大学院において地理学及び地理情報科学に関するGIS学術士資格認定細則別表に定める科目の単位を取得し、当該大学院修士課程（博士前期課程）を修了

した者であって、地理情報科学の専門的な知識と技術を活用した修士論文を執筆した者は、GIS専門学術士となる資格を有する。

(資格の認定)

- 第5条 理事長は、GIS学術士等資格（以下、資格とする。）の認定等を取り扱うため、各種委員会として、GIS学術士資格委員会を設置する。
- 2 理事長は、GIS学術士資格委員会の推薦に基づき、資格の認定を行う。
 - 3 GIS学術士資格委員会には、理事長の指名による委員長1名、委員若干名及び事務局をおく。
 - 4 GIS学術士資格委員会の運営方法は、公益社団法人日本地理学会GIS学術士資格認定細則（以下、細則とする。）の定めによる。
 - 5 GIS学術士資格委員会は、第7条第1項及び第3項に規定する申請を行った者の資格に関する実績（以下、実績とする。）を審査し、審査結果を理事長に報告する。
 - 6 資格認定の申請手続き、審査方法、基準は、細則による。

(GIS専門学術士の特例)

- 第6条 第4条第2項の規定に拘わらず、GIS学術士の資格を有しない者が、修士課程修了までにGIS学術士の資格認定に必要な科目（卒業論文を除く）を修得するとともに、筆頭著者としてGISを利用した研究を公益社団法人日本地理学会の学術大会で発表した場合には、GIS学術士の資格を有する者とみなしてGIS専門学術士の資格認定を申請することができる。

(認定の申請)

- 第7条 GIS学術士となる資格を有する者は、氏名、生年月日その他細則で定める事項を記載した申請書をGIS学術士となる資格を有することを証明する資料とともに理事長に提出し、GIS学術士の認定を申請することができる。
- 2 理事長は、前項の申請があったときは、GIS学術士資格委員会にこれを審査させ、その具申に基づき、認定を拒否すべき特別の事情がない限り、申請した者をGIS学術士に認定し、GIS学術士名簿にその者の氏名、生年その他細則で定める事項を記載するものとする。
 - 3 前2項の規程は、GIS専門学術士の認定について準用する。この場合において、「GIS学術士」は、「GIS専門学術士」と、「GIS学術士名簿」は、「GIS専門学術士名簿」と読み替えるものとし、GIS専門学術士の認定の申請は、GIS学術士の認定の申請を兼ねるものとする。

(認定の拒否及び取消し)

- 第8条 理事長は、前条第1項の申請が虚偽又は不正の事実に基づく申請であると認めるときは、認定を拒否することができる。
- 2 理事長は、GIS学術士がGIS学術士の認定の申請に際し、虚偽若しくは不正の事実に基づく申請を行ったことが判明した場合又はGIS学術士がその信用を著しく失墜させる行為を行ったと認めた場合は、当該GIS学術士の認定を取り消すことができる。
- 3 前2項の規程は、GIS専門学術士の認定の拒否及び取り消しについて準用する。この場合において、「GIS学術士」は、「GIS専門学術士」と読み替えるものとする。

(情報の公開)

- 第9条 理事長は、GIS学術士名簿及びGIS専門学術士名簿に記載されている事項のうち、氏名その他細則で定める事項をインターネットを利用して公開するものとする。
- 2 GIS学術士等は、前項の規程に基づく情報の公開を差し止める権限を有しない。

(実績)

第10条 第5条第5項の実績の内容は、細則に定める科目と成績とする。

(実績の証明)

- 第11条 理事長は、前条に定める科目を設置する団体(大学等)を、GIS学術士資格委員会の報告に基づき、GIS学術士資格に関する実績証明の実施団体(以下、実績証明団体とする。)として認定する。
- 2 GIS学術士資格委員会は、実績証明団体の指定を申請した団体の実績証明事業実施計画等を審査し、審議結果を理事長に報告する。
- 3 実績証明団体指定の申請手続き、審査の方法、基準は、細則による。
- 4 実績証明団体は、細則に定める方法に従って、理事長に、年1回以上実施報告を行わなければならない。
- 5 《削除》

(実績証明団体指定の取り消し)

第12条 《削除》

理事長は、実績証明団体が虚偽の申請により指定を受けたことが判明した場合、実績証明団体として責めに帰すべき法令等に違反する行為が行われた場合、または実績証明に関する業務について不誠実な行為が行われた場合、実績証明団体の指定を取り消すことができる。

(審査料)

第13条 資格認定審査は有料とし、金額は細則に定める。

2 《削除》

(異議申し立て)

第14条 資格認定に関して異議のある者、実績証明団体の指定に関して異議のある団体は、決定通知の日から1ヶ月以内に、異議を申し立て、再審査を請求することができる。

2 異議申し立ての方法、再審査の方法は、細則による。

(改 廃)

第15条 この規程の改廃は理事長が行う。

附則 2013年10月12日改正、2014年4月1日施行